

白石市基準点管理保全要綱について（お知らせ）

白石市では、次の2事業の基準点を管理・保全しています。

○都市再生街区基本調査の基準点

都市部の地籍調査を推進するための基準点等を整備する測量事業で平成18年度に国土交通省が設置し、白石市に移管された基準点です。

街区三角点、街区多角点、街区節点、街区補助点が該当します。

街区三角点



○都市部官民境界基本調査の基準点

DID地域又は、市街地を中心とする地域など国として重点的な対応を講ずる必要がある地域において、官民境界（街区の外周）に係る測量等を行う事業で平成28年度より国土交通省が設置し、白石市に移管された基準点です。

都市部官民境界基本三角点、都市部官民境界基本多角点、都市部官民境界基本細部点が該当します。

都市部官民境界基本三角点



○基準点の使用には、以下の手続きが必要です。

基準点を使用して測量を行う場合は、基準点使用承認申請書（基準点使用包括承認申請書）を提出して申請し、基準点使用承認書（基準点使用包括承認書）による承認を受けて下さい。

また、測量完了後は直ちに基準点使用報告書の提出をお願いします。

○基準点の移転・一時撤去には、以下の手続きが必要です。

道路工事や占用工事の施行区域内に基準点がある、または近くに基準点があるためその効用を害することがないように基準点の移転や一時撤去をする場合は、基準点（移転・一時撤去）承認申請書の提出をお願いします。

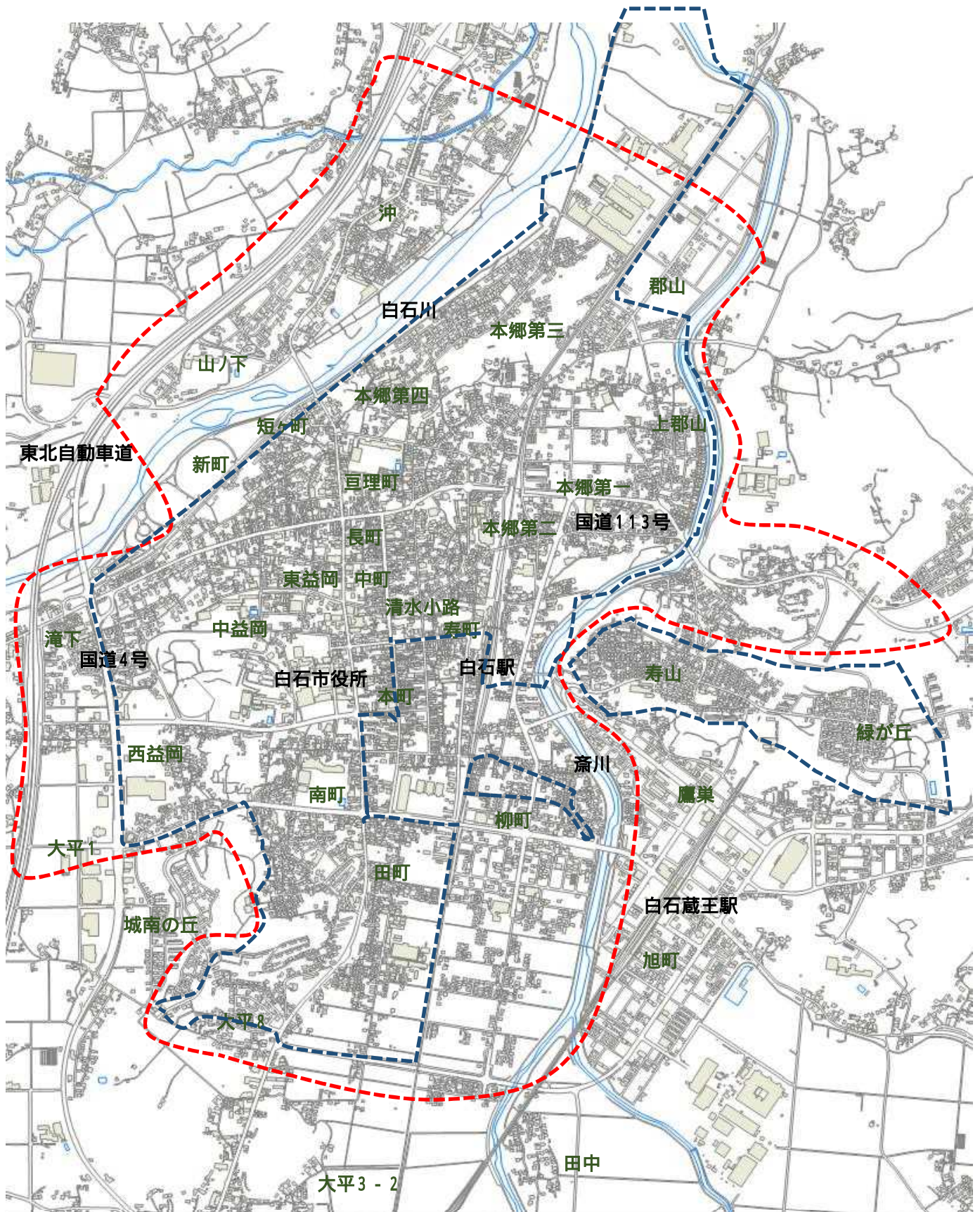
また、移転・一時撤去後の復元を完了した時には、基準点（移転・一時撤去）完了報告書の提出を速やかにお願いします。

※基準点の移転・一時撤去に伴う費用は、原則、申請者の負担となります。

問い合わせ先

白石市総務部税務課地籍調査係
白石市大手町1番1号
電話番号 0224-22-1257
ファックス 0224-22-1402

基準点設置範囲



赤 --- : 都市再生街区基本調査の基準点 青 --- : 都市部官民境界基本調査の基準点

街区三角点



都市部官民境界
基本三角点

